

ex. 指導事例

消表対第 〇〇 号 令和4年3月25日

御中

消費者庁表示対策課長
(公印省略)

健康増進法第 65 条第 1 項に関するインターネット監視業務に係
る 不適切広告等の改善について (要請)

3月にな
ると「事
後チェッ
ク指針」
を明記し
ている

消費者庁においては、健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）第 65 条第 1 項（誇大表示の禁止）の規定に関し、インターネットにおける監視業務を行っているところである。

この程、令和 4 年 2 月の期間、インターネット広告等において、「機能性表示食品に対する食品表示等関係法令に基づく事後的規制（事後チェック）の透明性の確保等に関する指針」に基づき一斉監視を行ったところ、届出された機能性の範囲を逸脱し、同項の規定に違反するおそれのある表示が確認された。貴社においては、別紙内「違反のおそれのある主な表示」部分を中心に、修正又は削除等の改善策を講じるとともに、当該広告等のその他表現についても再度確認されたい。

消費者庁では、これらの広告等について、4 月 8 日（金）までに改善措置が講じられない場合、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）の規定に違反する疑いのある広告にあつては、厚生労働省薬機法担当部局に通告することとしている。また、その他のものについては、当庁において科学的根拠の評価や事情聴取等を行い、健康増進法又は不当景品類及び不当表示防止法（昭和 37 年法律第 134 号）の規定に基づく調査を開始することとしている。

なお、当庁が指摘した以外の商品であっても、健康増進法第 65 条第 1 項の規定に違反するおそれのある広告等が再度確認された場合には、厳正に対処していくこととしているので、貴社が行っている広告等全体の適正化を図られたい。

当庁では引き続き、これらの広告等を監視していくことを付言する。

担当：消費者庁 表示対策課ヘルスケア表示指導室 TEL
03-3507-8800（代表）
吉田、内山（内線：2621、2622）